

障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り 共に教育を受ける学びの在り方 2

－国際バカロレアの「インクルーシブな教育」と 「教育のユニバーサルデザイン」の視点から－

古賀 政文

1 はじめに

筆者は、前回の論文（2022）で、「心のバリアフリー」の観点から、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に教育を受ける学びの在り方について言及した。子どもの人格が尊重され、個性の発見とよさや可能性を伸ばす教育が求められている中、人権教育や生徒指導を推進する教師としての最も大切な資質の一つが「心のバリアフリー」であることを強調した。また、個別最適な学びと、協働的な学びの実現にとっても、ユニバーサルデザインや合理的配慮の提供を前提とする学級経営・授業づくりがこれまで以上に求められてきていることにも触れた。「心のバリアフリー」の理念と感性が浸透し、障害の有無等に関わらず、全ての子どもが共に学ぶ安心・安全な学校づくりが必要であるとまとめた。

折しも、令和4年度、私立中・高等学校の国際バカロレア中等教育プログラム（MYP）候補校（以下、MYP候補校と略す。）から、学校のインクルーシブ教育研究の協力を依頼され、国際バカロレアにおけるインクルーシブな教育やそれに関わる教育のユニバーサルデザインについて学ぶ機会を多く得た。国際バカロレアのインクルーシブな教育の考え方は、教育のユニバーサルデザインや合理的配慮の提供を前提とする学級経営・授業づくりにつながっていることを実感した。

そこで、本稿では、国際バカロレアにおけるインクルーシブな教育について述べ、我が国のインクルーシブ教育システムの考え方、教育のユニバーサルデザインについて明らかにし、今後の学級経営・授業づくりの在り方の方向性を探っていく。

2 国際バカロレアにおける「インクルーシブ」な教育

国際バカロレア（IB）は、IB機構（本部：ジュネーブ）が提供する国際的な教育プログラムであり、全人教育を通じて、主体性を持ちバランス感覚に優れた、国際社会で貢献できる人材の育成を目的としている。特色的なカリキュラム、双方向・協働型授業により、グローバル化に対応した素養・能力を育成することが期待される。

グローバル化に対応できるスキルを身に付けた人材を育成するため、年齢に応じて、プライマリー・イヤーズ・プログラム（PYP：3歳～12歳）、ミドル・イヤーズ・プログラム（MYP：11歳～16歳）、ディプロマプログラム（DP：16歳～19歳）などがあり、DPは所定のカリキュラムを2年間履修し、最終試験を経て所定の成績を取めると、国際的に認められる大学入学資格（国際バカロレア資格）が取得可能なプログラムである。

日本経済団体連合会（2020）が指摘するように、グローバル人材に求められる素質や能力を育む上

で、国際バカロレア（IB）教育は有効である。語学力のみでなく、コミュニケーション能力や異文化を受容する力、論理的思考力、課題発見力などを養成する国際バカロレア（IB）教育は、新学習指導要領との親和性も高い。国際バカロレア機構（2018）によると、コミュニケーション能力や異文化を受容する力は、多様性と違いを尊重することであり、国際的な視野を育むために重要な点であるとしている。そして、MYPにおけるIBの理念の一つとして、「学習の多様性と誰にでも開かれている「インクルーシブ」な教育」をあげている。「インクルーシブ」な教育とは、すべての学習者のアクセスと関与を推進する継続的な取り組みであり、多様な学習ニーズを抱える生徒など、それぞれの生徒特有の学習の仕方に肯定的に対応することである。生徒一人ひとりに応じた「差別化した指導」の実践は、各生徒が適切な学習上の目標地点を個別に設定し、到達を目指すための機会をつくる。そのためには、協働学習や多様な学習活動の実践、指導や学習における創造的な方法の実施、生徒が知識や理解を探究し、発表する際に異なる形式や方法などの実践などを取り入れることが必要となるとしている。つまり、国際バカロレアは、子どもの多様性と違いを尊重する、誰にでも開かれている教育の提供を目指していると解釈できる。インクルーシブな教育を理念に掲げ、教育のユニバーサルデザインを通して、個別最適な学びを実現しようとしているのである。

このインクルーシブな教育は、我が国ではインクルーシブ教育システムとして捉えられている。

3 インクルーシブ教育システムとその捉え方

中央教育審議会初等中等教育分科会（平成24年）の共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）（以下、初等中等教育分科会報告と略す。）では、インクルーシブ教育システムについて、障害者の権利に関する条約に基づき、次のように示している。「「インクルーシブ教育システム」とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。」

また、インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であり、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である、とされている。

初等中等教育分科会報告にもあるように、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会（以下、共生社会という。）を目指すことは、我が国において最も積極的に取り組むべき重要な課題である。共生社会を実現するためには、学校教育が重要な役割を果たすことが求められており、それがインクルーシブ教育システムである。

ところで、障害者の権利に関する条約の詳しい解説や条約を実現するための具体的な方法が記載されているインクルーシブ教育を受ける権利に関する一般的意見第4号（2016年）では、インクルーシブ教育を次のように理解しているとしている。

- ・すべての学習者の基本的人権。特に、教育は個々の学習者の権利であり、児童の場合、親や養育者の権利ではない。この点において、親の責任は児童の権利に従属する。
- ・すべての生徒の福祉を重視し、彼らの固有の尊厳と自律を尊重し、個人のニーズと、効果的に社会に参加し、貢献する能力を認めるという原則。
- ・他の人権を実現する一手段。障害のある人が貧困から脱し、地域社会に完全に参加する手段を得、搾取から保護されることを可能にするために主要な手段。また、インクルーシブな社会を実現するために主要な手段。
- ・教育を受ける権利を妨げる障壁の撤廃に対する継続的かつ積極的なコミットメントのプロセスの結果で、すべての生徒に配慮し、効果的にインクルージョンするために、通常学校の文化、方針及び実践を変革することを伴う。

ここでは、インクルーシブ教育は障害者に限定されている訳ではなく、全ての学習者の権利としており、国際バカロレアの「インクルーシブ」な教育と同じ方向性であると捉えることができる。

国際バカロレアは、多様な文化の理解と尊重の精神を通じて、全ての子どもたちが人がもつ違いを違いとして理解し、自分と異なる考えの人々にもそれぞれの正しさがあり得る認めることのできる人として、積極的に、そして、共感する心をもって生涯にわたって学び続けることができるようにするものであり、障害の有無に限定した教育ではない。

また、インクルーシブ教育を国際的な流れと位置付けた「特別なニーズ教育における原則、政策、実践に関するサラマンカ声明ならびに行動の枠組み」（以下、サラマンカ声明と略す）（1994）では、万人のための教育、とりわけ、特別な教育的ニーズのある子どもたちのための教育が必要であるとし、次のような考え方を示している。

- ・すべての子どもは誰であれ、教育を受ける基本的権利をもち、また、受容できる学習レベルに到達し、かつ維持する機会が与えられなければならない、
- ・すべての子どもは、ユニークな特性、関心、能力および学習のニーズをもっており、
- ・教育システムはきわめて多様なこうした特性やニーズを考慮にいれて計画・立案され、教育計画が実施されなければならない、
- ・特別な教育的ニーズをもつ子どもたちは、彼らのニーズに合致できる児童中心の教育学の枠内で調整する、通常の学校にアクセスしなければならない、
- ・このインクルーシブ志向をもつ通常の学校こそ、差別的態度と戦い、すべての人を喜んで受け入れる地域社会をつくり上げ、インクルーシブ社会を築き上げ、万人のための教育を達成する最も効果的な手段であり、さらにそれらは、大多数の子どもたちに効果的な教育を提供し、全教育システムの効率を高め、ついには費用対効果の高いものとする。

西永（2018）が指摘しているように、サラマンカ声明には、学習のニーズがあるのは、障害がある子どもだけではなく、すべての子どもでもあり、変わらなければならないのは、子どもたちの方ではなく、教育システムが多様なニーズを考慮にいれて計画されていなければならないことが述べられている。また、インクルージョンの原則、EducationforAll がキーワードになっており、インクルージョン、インクルーシブ教育は、「特別なニーズ教育」と言えるとしている。

障害者の権利に関する条約については、2022年8月に国際連合の障害者権利委員会によって、履

行に関する審査が行われ、9月にその審査結果が報告された。インクルーシブ教育については、国の教育施策として、分離された特別支援教育を廃止してインクルーシブ教育に移行する行動計画を示すこと、全ての障害のある子どもの通常の学級での教育を保障し、それを拒否しないことを確保する「拒否止」条項を示すこと、通常学校の教員や教職員などに研修の機会を確保し、障害の人権モデルに関する意識を向上されることなど、6項目の要請が示されている。これに対して、永岡桂子文部科学大臣は、多様な学びの場において行われている特別支援教育を中止することは考えてはいないが、引き続き、勧告の趣旨も踏まえ、インクルーシブ教育システムの推進に努めているとしている。(文部科学省 2022)

全ての子どもが同じ場で共に学ぶためには、障害の有無に関わらず、一人一人の個別の教育的ニーズに応じてその時点で教育的ニーズに最も確に答える指導を提供し、子どもがそれを主体的に選択できるような「特別なニーズ教育」が必要であり、そのためには、初等中等教育分科会報告でもあるように、とりわけ「障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み」をつくる必要があると考える。

黒田(2022)が指摘しているように、インクルーシブ教育が、各国における教育に関する社会的文化的伝統に対して、十分な柔軟性をもつ政策理念として、各国政策に受け入れられることが重要である。教育・機能的な観点からインクルーシブ教育を評価し直し、その教育の質に対する影響を常に検証しながらインクルーシブ教育を進展させる必要があると考える。その国なりのインクルーシブ教育の導入努力を進めることで、インクルーシブ教育の現場への定着はより確実なものになっていく。インクルーシブ教育と特殊教育・特別支援教育との関係性の模索にも、柔軟さと現地適合性が求められる。インクルーシブ教育と特別支援教育を二律背反的な教育方法として捉えるのではなく、特別支援教育や障害種別の教育において培われた人材や知見を、インクルーシブ教育推進に活用するようなアプローチをとることが、インクルーシブ教育の教育方法としての有効性を高めることにつながる。

審査結果の報告では、学校の教職員の研修の機会を確保することが要請されたが、子どもたちや保護者、地域社会への啓発も含め、国全体の取り組みとして、慎重に、そして、積極的に、インクルーシブ教育の在り方を示す必要がある。共に学ぶ仕組みで大事なことは、場づくりではなく、学びの具体的方法を示すことではないだろうか。

初等中等教育分科会報告(前述)では、「合理的配慮」の充実を図る上で、「基礎的環境整備」の充実は欠かせない。そのため、必要な財源を確保し、国、都道府県、市町村は、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として、「基礎的環境整備」の充実を図っていく必要がある。その際、特別支援学校の「基礎的環境整備」の維持・向上を図りつつ、特別支援学校以外の学校の「基礎的環境整備」の向上を図ることが重要である。また、「基礎的環境整備」を進めるに当たっては、ユニバーサルデザインの考え方も考慮しつつ進めていくことが重要である。」としている。このユニバーサルデザインの考え方を考慮したものが教育のユニバーサルデザインである。

4 教育のユニバーサルデザインとその捉え方

ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方で、障害によりもたらされるバリア(障壁)に対処するとのバリアフリーの考え方と対比される考え方である。障害者の権利に関する条約第2条

(定義)において、「ユニバーサルデザイン」とは、調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲ですべての人が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計をいう。ユニバーサルデザインは、特定の障害者の集団のための支援装置が必要な場合には、これを排除するものではない。」と定義されている。

障害のある人などの特定の人ではなく、多様な人が利用しやすいように工夫するのが、ユニバーサルデザインであり、この考え方を教育に取り入れたのが、教育のユニバーサルデザインである。

堀田・吉岡(2021)は、教育のユニバーサルデザインの基となるインクルーシブ教育システム、その根底にある子ども個々の教育的ニーズと合理的配慮を踏まえ、教育におけるユニバーサルデザインとは、「子供個々の教育的ニーズを踏まえ、最大限可能な範囲で、すべての子供たちが学習や社会生活にかかわる活動に参加しているという実感、達成感をもちながら充実した時間を過ごすために必要となる環境整備」として捉えている。そして、「この環境整備は、指導支援の内容や方法に関わるものと、指導支援体制・施設・設備に関わるものがある。これらの環境整備は、子供の生活や学習活動への参加をより豊かなものとする目的を達成するための手段でなければならない。」としている。

教育におけるユニバーサルデザインの考え方を基に、様々なアプローチがあるが、ここでは、国際バカロレア中等教育プログラム(MYP)候補校(私立中・高等学校)が取り入れようとしている「学びのユニバーサルデザイン(UniversalDesignforLearning、以下、UDLと略す。)」について述べていく。

5 UDLとカリキュラム・マネジメント、個別最適な学び

UDLは、米国のCAST(TheCenterforAppliedSpecialTechnology)が提唱している、学習者のためのユニバーサルデザインの理論的枠組みである。障害の有無に関わらず、全ての子どものニーズに応じ、子どもが学びのエキスパート(expertlearner)となることが目的とされている。

学びのエキスパートは、学びたいという気持ちを持ち、方略的に学ぶ方法が分かり、自分に合った柔軟なやり方で生涯にわたる学習に十分備えられている者と定義されている。

学びの主体は子ども(学習者)であり、学習者が主体的に学ぶことができるような支援・指導や環境づくりを実現するためにUDLガイドライン(表1)がある。川俣(2018)は、UDL実践の特徴を次の5つの項目としてあげ、UDLガイドラインはこの5つの考え方に基づいて作成されているとしている。

- 1 学びに参加できないのは「カリキュラム」に障害があるからと考える。
- 2 学びの目標と、なぜそれを学ぶのかを学習者が理解する。
- 3 学ぶ方法に選択肢(オプション)を用意する。
- 4 学ぶことへの真実み(Authenticity)(学ぶ意味やその重要性を見出す、自分の生活や将来の目標等の関連が見出す)を大切にする。
- 5 主体的に調整しながら学ぶ。

表1 学びのユニバーサルデザイン (UDL) ガイドライン

	原則1 取り組みのための多様な方法を提供する：感情のネットワーク「なぜ」学ぶのか	原則2 提示（理解）のための多様な方法：認知のネットワーク「何を」学ぶのか	原則3 行動と表出のための多様な方法：方略のネットワーク「どのように」学ぶのか
アクセスする	7 興味を持つためのオプションを提供する ・7.1 個人々の選択や自主性を最適にする ・7.2 自分との関連性・価値・真実味を最適にする ・7.3 不安要素や気を散らすものを最小限にする	1 知覚するためのオプションを提供する ・1.1 情報の表し方をカスタマイズする方法を提供する ・1.2 聴覚情報を代替の方法でも提供する ・1.3 視覚情報を代替の方法でも提供する	4 身体動作のためのオプションを提供する ・4.1 応答様式や学習を進める方法を変える ・4.2 教具や支援テクノロジーへのアクセスを最適にする
積み上げる	8 努力やがんばりを続けるためのオプションを提供する ・8.1 目標や目的を目立たせる ・8.2 チャレンジレベルが最適となるよう（課題）のレベルやリソースを変える ・8.3 協働と仲間集団を育む ・8.4 習熟を助けるフィードバックを増大させる	2 言語、数式、記号のためのオプションを提供する ・2.1 語彙や記号をわかりやすく説明する ・2.2 構文や構造をわかりやすく説明する ・2.3 文字や数式や記号の読み下し方をサポートする ・2.4 別の言語でも理解を促す ・2.5 様々なメディアを使って図解する	5 表出やコミュニケーションのためのオプションを提供する ・5.1 コミュニケーションに多様な媒体を使う ・5.2 制作や作文に多様なツールを使う ・5.3 練習や実践での支援のレベルを段階的に調節して流暢性を伸ばす
自分のものにする	9 自己調整のためのオプションを提供する ・9.1 モチベーションを高める期待や信念を持てるよう促す ・9.2 対処のスキルや方略を促進する ・9.3 自己評価と内省を伸ばす	3 理解のためのオプションを提供する ・3.1 背景となる知識を活性化または提供する ・3.2 パターン、重要事項、全体像、関係を目立たせる ・3.3 情報処理、視覚化、操作の過程をガイドする ・3.4 学習の転移と般化を最大限にする	6 実行機能のためのオプションを提供する ・6.1 適切な目標を設定できるようガイドする ・6.2 プランニングと方略の向上を支援する ・6.3 情報やリソースのマネジメントを促す ・6.4 進捗をモニターする力を高める
ゴール	目的を持ち、やる気がある	いろいろな学習リソースや知識を活用できる	方略を使いこなし、自分の学びの舵取りをする

CAST (2011) 及び CAST (2018) 日本語版を元に作成

今回の学習指導要領では、「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、生きて働く「知識・技能」の習得、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養という三つの資質・能力の育成を目指しているが、UDLガイドラインと関連する考え方が示されている。

例えば、「学びに参加できないのは「カリキュラム」に障害がある」ことに関しては、UDLでは、障害があるのは子どもではなく、カリキュラム（学習の目標、方法、教材教具、評価）に障害があるのとらえ、教育のユニバーサルデザインのために、カリキュラムの障害から検討することになる。子どもが学びに参加できない場合、子どもに特別な支援をすることから始まるのではなく、学びの前に子どもの学びを阻害するバリアを想定し、それを取り除く準備を教師がするだけでなく、子どもが自分自身で必要な内容・方法を判断し学ぶことが求められている。

一方、今回の学習指導要領では、全ての教科等において、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援ができるよう、障害種別の指導の工夫のみならず、各教科等の学びの過程において考えられる困難さに対する指導の工夫の意図、手立てが明確にされた。障害のある子どもだけでなく、全ての子どもの指導に当たって、個々の子どもによって、見えにくさ、聞こえにくさ、道具の操作の困難さ、移動上の制約、健康面や安全面での制約、発音のしにくさ、心理的な不安定、人間関係形成の困難さ、読み書きや計算等の困難さ、注意の集中を持続することが苦手であることなど、学習活動を行う場合に生じる困難さが異なることに留意し、個々の子どもの困難さに応じた指導内容や指導方法を工夫することを、各教科等において示している。また、各教科等の目標や内容の趣旨、学習活動のねらいを踏まえ、学習内容の変更や学習活動の代替を安易に行うことがないよう留意するとともに、子どもの学習負担や心理面にも配慮するとされている。学びの過程での困難さやそれに対する指導の工夫の意図、手立てについては限定的ではあるが、教科ごとに具体的に示されている。さらに、学習指導要領解説総則編の第3章第4節1(4)指導方法や指導体制の工夫改善など個に応じた指導の充実の部分には、「学習集団の編成の際は、教師が一方的に児童生徒を割り振るのではなく、児童生徒の興味・関心等に応じ、自分で課題や集団を選ぶことができるよう配慮することも重要である。」と述べられている。課題や集団の自己選択、学習内容の変更の許容、子どもの学習負担や心理面にも言及されており、学びを事前に計画するという教育のユニバーサルデザインに向けた方向性が学習指導要領にも示されていると考える。

UDL実践の特徴	学習指導要領でUDLと関連する考え方
2 学びの目標となぜそれを学ぶのかを学習者が理解する。 1 学びに参加できないのは「カリキュラム」に障害があるからと考える。 3 学ぶ方法に選択肢（オプション）を用意する。 4 学ぶことへの真実み（Authenticity）を大切にする。 5 主体的に調整しながら学ぶ。	○ 「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有する。 ○ 各教科等の学びの過程において考えられる困難さに対する指導の工夫の意図、手立てを明確にする。（学習内容の変更や学習活動の代替を行うことや子どもの学習負担や心理面にも配慮することが明記。） ○ 学習集団の編成の際は、教師が一方的に児童生徒を割り振るのではなく、児童生徒の興味・関心等に応じ、自分で課題や集団を選ぶことができるよう配慮することも重要である。

UDLでは、カリキュラムの障害が分かると、それを取り除くための、学習の目標、方法、教材教具、評価などを事前に準備することになる。事前に準備された学ぶための選択肢をUDLではオプションと呼んでいる。学びの場面に応じて異なるが、オプションを検討する際の目安や例、オプションの漏れがないかどうかを確認する助けとなるように用意されているものが、UDLガイドラインである。

UDLガイドラインには、学習者の学びの多様性を踏まえ、主体的な学びを促す柔軟な授業デザインの考え方が示されている。異なったバックグラウンドや学習スタイル、障害のある多様な学習者がアクセスできるカリキュラムを実現するためのオプションを事前に準備することが提案されている。ユニバーサルとは、一つの最適な学習が全ての学習者に当てはまるというのではなく、個々の学習者にとって最適な学習があり、それを学習者が自ら求めることができる柔軟性があるということである。

ガイドラインの生かし方について、トレイシー・E・ホールら（2018）は、三つ目的を示している。

- ① 授業や単元のデザインを支援するツール
- ② 指導方法や教材を評価するツール

③ カリキュラムに関して検討するときのツール

①に関して、ガイドラインを使用することで、どのような方法があるかを考慮し、幅広く子どもに配慮した授業づくりができるとして、表1を示しているが、教師が特定のガイドラインやチェックポイントを考慮し、授業の中にそれらの方略をどう埋め込むか注意事項を付記するのに役立つとして、UDLガイドライン教師用チェックリストも示している。

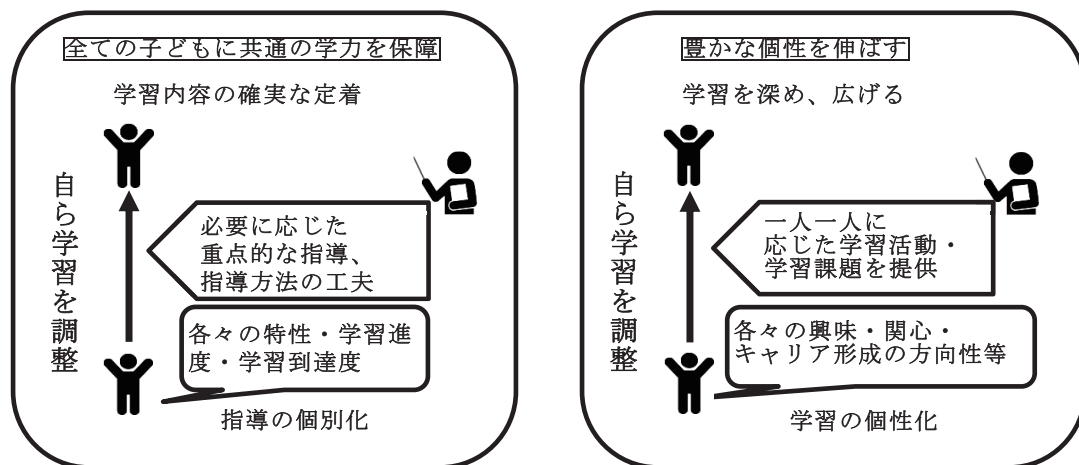
②に関して、UDLガイドラインは、現行のカリキュラムに存在するバリアを見つけるツールとしても効果的に使えるとしている。一部の生徒には効果的ではなかった授業を振り返り、その後の授業の枠組みとして使うようにするのも役に立つとし、ガイドラインに示されている特定の方略が全ての学習者に有効な手立てとなるように授業を改善する方法について洞察できるとしている。

③に関して、カリキュラムの計画段階で当初から全ての学習者に対してインクルーシブになっている授業計画をデザインする方法について考察できるとし、過去の授業の効果性の振り返りや授業研究での教師の振り返りにも有効であるとしている。

UDLガイドラインを使用する三つの目的は、学校教育に関わる様々な取組を、教育課程を中心に据えながら、組織的かつ計画的に実施し、教育活動の質の向上につなげていくカリキュラム・マネジメントの考え方を具体化するのにも有効である。特別支援学校学習指導要領においては、カリキュラム・マネジメントの側面として、個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげていくことが示されている。個々の教育的ニーズを踏まえ、子どもたちが主体的に学習活動を行うことができるような、計画（Plan）－実践（Do）－評価（Check）－改善（Action）のサイクルの中で、UDLガイドラインを活用して、カリキュラムの検討を行うことは、通常の学級等での教育のユニバーサルデザインを目指すことにもつながるのである。

また、中央教育審議会（令和3年）は、「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」の中で、2020年代を通じて実現を目指す学校教育を「令和の日本型学校教育」とし、個別最適な学びと、協働的な学びの二つをキーワードとしてあげている。多様な子供たちを誰一人取り残すことなく育成する「個別最適な学び」と、子供たちの多様な個性を最大限に生かす「協働的な学び」の一体的な充実が図られることが求められており、その際にはカリキュラム・マネジメントの取組を一層進めることが重要とされている。「指導の個別化」と「学習の個性化」を学習者視点から整理した概念が「個別最適な学び」で、これを教師視点から整理した概念が「個に応じた指導」である。「指導の個別化」とは、全ての子供に基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、思考力・判断力・表現力等や、自ら学習を調整しながら粘り強く学習に取り組む態度等を育成するためには、教師が支援の必要な子供により重点的な指導を行うことなどで効果的な指導を実現することや、子供一人一人の特性や学習進度、学習到達度等に応じ、指導方法・教材や学習時間等の柔軟な提供・設定を行うことなどである。「学習の個性化」は、基礎的・基本的な知識・技能等や、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力等を土台として、幼児期からの様々な場を通じての体験活動から得た子供の興味・関心・キャリア形成の方向性等に応じ、探究において課題の設定、情報の収集、整理・分析、まとめ・表現を行う等、教師が子供一人一人に応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供することで、子供自身が学習が最適となるよう調整することである。（図1 文部科学省令和3年を改変）指導の個別化

の「自ら学習を調整しながら」は子どもの主体的な姿を、「支援の必要な子供により重点的な指導を行う」はオプションを事前に用意しニーズに応じることを、「指導方法・教材や学習時間等の柔軟な提供・設定を行う。」は均一ではない柔軟な対応を示してあり、UDLの考え方と同様な考え方を示している。



個別最適な学び（教師視点では「個に応じた指導」）

図1 指導の個別化と学習の個性化

また、「個別最適な学び」の考え方は、UDLの目指す「学びのエキスパート」と共通している。「学びのエキスパート」とは、表1のゴールに示されている「①目的を持ち、やる気がある、②いろいろな学習リソースや知識を活用できる、③方略を使いこなし、自分の学びの舵取りができる」子どもである。子どもが主体的に学習目標を設定し、その目的達成のために、効果的に学習する方法を考え、自分のもっているリソースやツールを効率的に組み合わせ、自分の進歩をモニターできるようになることである。一方、「個別最適な学び」は学習者の視点で整理した概念で、教師の指導の個別化に応じ、子ども一人一人が自分の特性や学習進度、学習到達度等に応じて、学習方法・教材や学習時間等を柔軟に選択するとともに、教師の学習活動や学習課題に取り組む機会の提供に応じ、子どもが自分自身の興味・関心・キャリア形成の方向性等を見極めて、課題の設定や情報の収集、整理・分析、まとめ・表現を行う等、学びを最適化できるように自己調整する姿（子どもの個別最適な学び）を追求しているのである。

以上、MYP候補校でのインクルーシブな教育を実践するためには、教育のユニバーサルデザインの考え方やUDL、カリキュラム・マネジメント、個別最適な学びの視点が重要であることを明らかにしたが、次に、学級づくり・授業実践のための具体的な方向性を探ることとする。

6 教育のユニバーサルデザインの視点

教育のユニバーサルデザインの視点は授業実践だけでなく、学校・学級等の組織づくりや人間関係づくりが重要である。筆者は長年特別支援学校に勤務したが、まずは、教師の在り方・生き方が子ども

もに大きく影響していることを多く経験してきた。また、教室環境の整備も、子どもが意欲をもって、主体的に学習するには必要な事項である。

例えば、鹿児島県教育委員会は、学びの羅針盤（学び続ける教師の手引書）の項目の一つとして、学級集団・ユニバーサルデザインをあげている。通常の学級にも発達障害等、特別な教育的支援が必要な児童生徒が在籍している可能性があることを前提に、全ての教科等において、ユニバーサルデザインと特別支援教育の二つの視点で学習環境づくりと授業づくりを考えることを示している。ユニバーサルデザインの視点として、学習環境づくりのポイントと授業づくりのポイントをあげている。（図2）また、ユニバーサルデザインの視点による授業だけでは、障害等による困難さを軽減できない子どもがおり、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導・支援が必要であるとして、小・中学校学習指導要領解説に示された学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を示している。

熊本県立教育センター（2020）は、熊本県教育委員会の令和元年度・2年度の高等学校における「学びのユニバーサルデザイン」構築事業の中で、学びのUD化チェックリストを紹介し、環境づくり（意欲や成長を促す言葉かけ、指示の伝え方、ルール作り、掲示）、人間関係づくり（肯定的な人間関係づくり）、授業づくり（授業の流れ、授業の形態、個別の指導、板書の工夫、教材・教具等の工夫、座席の配置）を項目として示している。

福岡県教育センター（平成27年）は、ユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくりは、授業づくりを「授業構想」という狭義のとらえではなく、「授業構想」「授業基盤」「授業運営」の三つから成り立つと考え、それぞれにユニバーサルデザインの視点を取り入れながら、全ての児童生徒がよりよく参加し、理解できる授業を目指すとしている。（図3：福岡県教育センターを一部改変）

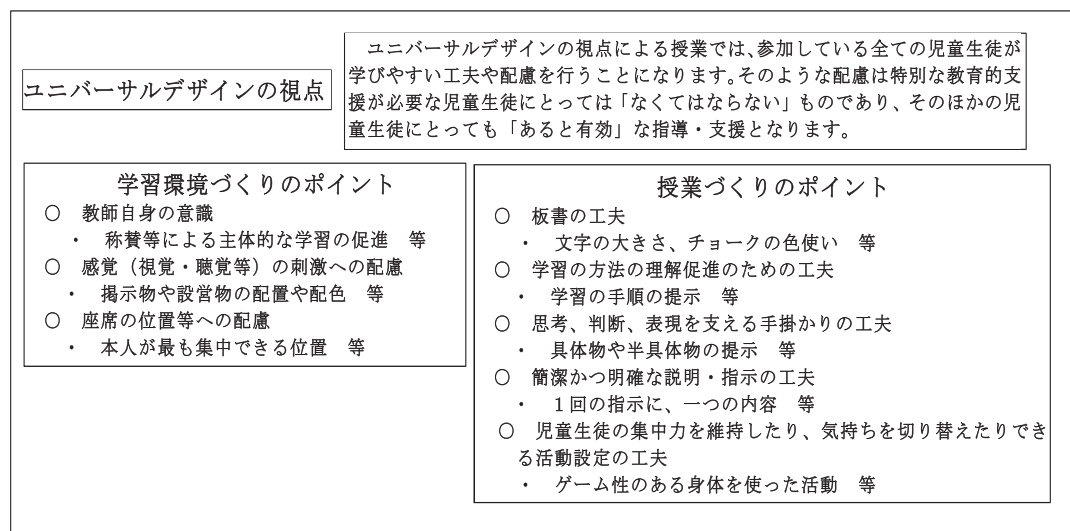


図2 ユニバーサルデザインの視点

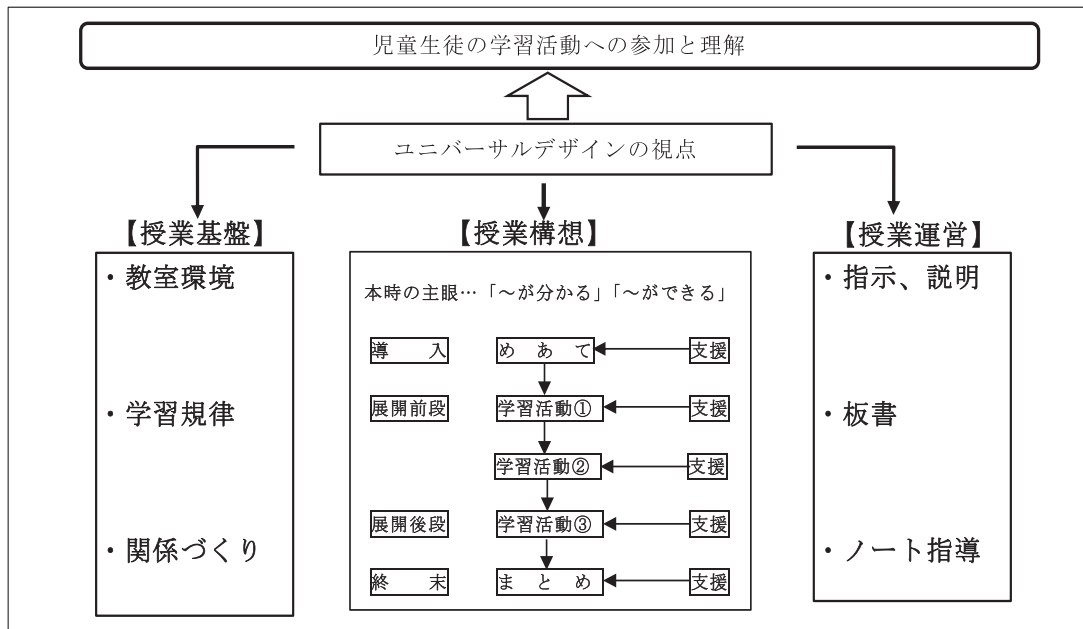


図3 ユニバーサルデザインの視点を生かした「授業構想」「授業基盤」「授業運営」

その他の自治体や学校でも教育のユニバーサルデザインを考える上での視点を示している実践研究等が多いが、共通して重要な視点として示されているのが、大きく分けて、①教師の意識も含めた、教師や友達との関係づくり、②子どもにとって安心できる安全な教室の環境設定、③分かりやすく主体的に活動できる授業の3視点である。

これらの3視点を、教育のユニバーサルデザインを考える際に参考となるのがチェックリストである。どのようなことを事前に考慮すべきか、また、どのようなことが必要であったかを振り返るのに有効である。

これに関して、松戸（2021）は、国内における学びのユニバーサルデザインの実践と研究の動向と課題を概観し、支援の必要な学習者に授業者から一方的に手だてを用意し、UDLをチェックリスト化して授業実践を振り返るという形の実践も見られるとして、UDLのチェックリスト化にはUDLに対する誤解を招く可能性も潜むと指摘している。UDLはフレームワークであってチェックリストではないからである。

このことは、UDL自体の研究を追求していく上では当然であると考え、チェックリストは、教師が教育のユニバーサルデザインを実践していく上で、教師がどのような視点で授業を考え、どのように学習を具体的に子どもに提示し、主体的な学習を子どもどのように展開していくかを考える手段を提供するものである。MYP候補校にとって、また、今の教師の多くにとって、UDLをそのまま実施するのが目的ではなく、教育のユニバーサルデザインの在り方を明確するための手立てとしてUDLの考え方を導入し、それに沿って実践研究を行うことによって、子どもたちや教師等により影響があると考え。これに関して、増田（前述）も、UDLや「個別最適な学び」について、厳格に実施されることには価値はなく、「この授業はUDLであるか否か」のような二項対立の落とし穴に

はまってしまうことを懸念するとして、子どもにとって最適な学びの実現、すなわち「教育の向上」につながるこそが本質であるとしている。

教育のユニバーサルデザインの考え方を導入し、実践している学校は多いと考えるが、例えば、授業において、その他のオプションを用意せず、授業目標を具体的に視覚化することで、全ての子どものニーズに応じていると考えるのは不十分である。

7 チェックリストによる教育のユニバーサルデザインの具体化

長澤（令和5年）は、UDLを、学びのユニバーサルデザインではなく、学習のユニバーサルデザインとして捉え、多様な学習者を対象に、学習環境のバリアを減らすこと、多様な教育方法（提示・意思表示・参加）の使用を認めること、教科中心のカリキュラムで教えることが定義であるとして、次の三つを原則として示している。

①課題理解と提示の工夫

②考えの表現と課題解決

③学びの自己管理と意欲

子どもの多様性を保障するためには、三つがそろってUDLであるとし、学習のユニバーサルデザイン（UDL）のチェックリストとして表2～4を示している。

表2 課題理解と提示

1. 課題理解と提示
(1) 学びに適した環境設定
・授業の初めに、授業に必要なものが準備されているか確認する（教師・子ども自身で）
・スケジュール表で、授業の流れや単元の見通しを示す
・授業に集中して参加できるように座席の配置を工夫する
・前時の学習内容を確認する（教師・子ども自身で）
・本時の学習活動（きまり）と学習内容を提示する
(2) 学習理解のための基本的な支援
・学ぶ内容の重要事項、全体像、関係性がわかるように工夫する
・ことばだけではなく、視覚的手がかりやICT（機器）を活用する
・視覚情報（図、記号など）が理解できるよう、意味や内容をわかりやすく説明する
(3) 教科の特性にあった提示の工夫
・学習に使用する重要な用語を明確にし、定義をわかりやすく説明する
・数学や理科で使用する記号や公式をわかりやすく（視覚化、具体化）説明する
・学習の重要な事柄（公式や図など）を表にして提示時間を確保する
(4) 授業内容理解の基本的な支援
①板書の工夫
・字を大きくしたり間隔をあけるなど、見やすく書く
・要点が理解できるよう、色を変えたりアンダーラインを引いたりする
・黒板を分割するなど、ゆっくり板書を写せるように工夫する
・板書は1時間1枚にとどめ、思考の流れが（ノートを見ると）一目でわかるようにする*
②指示説明の工夫
・教師に注目していることを確認して指示説明する
・指示説明が理解できているか、行動観察や質問で判断する
・指示説明は短く、具体的に、肯定表現を使う

・メリハリのある言い方をする
・全体に指示を出したあとで、適宜個別に指示する
・説明を聞く時間と書く時間を別にする（書いているときには説明しない）

* 板書とノートが対応できるように板書の仕方を工夫する

表3 考えの表現と課題解決

2. 考えの表現と課題解決
(1) 子どもの主体的な意思表示を促進する支援
・答えやすいように回答の選択肢を提示する
・何でも言える雰囲気を作り、子どもの発言を積極的に認める
・失敗に対して寛容な雰囲気を作る
・授業中、理解しているかどうか確認する（サイン、表示、クイズなど）
・積極的に発言できるよう、考えをまとめる時間を確保する
・どんな意見でも、発表できたことを評価する
・ことばに代わる様々な意思表示手段（身振り、絵カード、文、VOCA**）を認める
(2) 課題解決のための支援
・問題の解き方がわかる資料や教材を提供し使い方を教える（ICTを含む）
・一人で問題が解ける力を育成する（やってみせる、やらせてみる、一人でやってみるなど）
・課題解決のために図式化して考える方法を教える
・課題解決の道筋を示す手続き表（マニュアル）やチェックリストを提供する
・自分で調べる方法やツールを提供する（辞書、インターネット、アプリ）
・机間巡視をして課題解決を支援する
・ティームティーチング（学習補助員、複数担任制）を導入する
・ICTを使った双方向の学びを取り入れる（ロイロノートなど）
(3) 他者の意見を理解するための支援
・提案された意見がわかるように提示する（板書の工夫、視覚化、ICT、ミニ黒板、ホワイトボードなど）
・提案された意見が理解できるように工夫する（分類、概念化、対照表など）
・ペアやグループなど、子ども同士と一緒に学習する活動を取り入れる
・ペアやグループなど、役割分担し協力して課題解決できる活動を取り入れる

** ことばに変わるコミュニケーション手段で、音声表出が可能な機器

表4 学びの自己管理と意欲

3. 学びの自己管理と意欲
(1) 学習の意欲を高める工夫
・子どもの答えや意見を確認し、問われていることへの結果（正誤など）を明確にする
・誤答や不明瞭な意見には、よりわかりやすい表現で再度質問する
・子どもの答えや活動の結果を賞賛する
・正答ではない回答や不本意な結果に対しても、その努力を認める
・学習目標の達成や学習活動の実行にトークンシステムを導入する****
・達成感のある課題を出す
・子どもが一人で取り組み、解決できるレベルの課題を出す
・やさしい課題や目標からはじめ、段階的にレベルを上げる*****
(2) 学習活動と学習内容の自己管理支援
・本時の学習の振り返りが自己評価できるよう、チェックリストを使う
・学習活動と学習内容の自己評価を導入する（授業モデル参照）
・学んだことを隣の人（第三者）に説明する
・チェックリストの使い方を説明したり練習したりする
・ルールが守れたかセルフモニタリングを教える（導入する）：ユニバーサルプログラム****

・学習内容理解を確認するために小テストを実施する
・学習内容がわからなかったりできなかったときの対処方法を教える（準備する）
・わからなかったことを解消できる資料を用意する（提供する）
（3）次の学びにつなげる支援
・本時に学んだことを前時の学習内容と関連づける
・本時に学んだことを全体の単元と関連づける
・本時の学びの定着をはかるために、課題を出す（宿題、発展課題など）
・（各教科の）学力を客観的に自己評価できるようチェックリストを使う

**** 目標通りできたことにポイントを与え、獲得ポイントに応じてご褒美を与えること

***** 学習の到達目標を安易に下げたのではない。あくまでも標準の目標を全員に適用する

***** セルフモニタリングとは、目標通りできたか自分自身で振り返ること。ユニバーサルプログラムとは、同じきまや目標を全員で守るよう指導すること

また、表4の3（2）「学習活動と学習内容の自己評価を導入する」として、自己評価を取り入れた授業モデルを示している。（図4：長澤作成のものを一部改変）

授業の導入で、本時の学習内容と学習活動を提示し、自己評価表を配付することで、その授業のゴールを明確にし、3原則を取り入れた授業を展開するとともに、子どもがルールに従い、内容を理解できているかを評価しながら、授業の終末では、子どもや教師による学習活動や学習内容の評価・記録を行い、ゴールを達成できていない子どもには特別な指導・支援を行うとしている。

1. 導入	・本時の学習内容と学習活動を提示 ・自己評価表を配付	机間指導 ノート点検 小テスト
2. 展開	・3原則を取り入れた授業 ・ルールに従っていること、内容理解等を適宜評価	
3. 終結	・自己評価（児童生徒） ・教師による評価、記録	
4. オプション	・小テスト、補助資料、補助課題 必要に応じて追加する	

図4 自己評価を取り入れた授業モデル

長澤（前述）の学習のユニバーサルデザイン（UDL）のチェックリストでは、主に、教師がどのように学習の環境を整えることができるかが中心であるが、子ども自らが主体的に学習に取り組むための視点、チェックリストを示すことが必要であると考える。チェックリストを示すことで、子ども自身がどのような視点で学習を考えて行動することができるかという手掛かりとなり、子どもが更にもどのような視点を追加すれば、自分自身の学びにつながるのかを選択したり、新たに考えたりすることができるようになる。決して、学びの平準化とはなるものではない。

熊本県教育委員会による「高等学校における「学びのユニバーサルデザイン」構築事業」において、熊本県立天草高等学校倉岳校（令和3年）は、倉岳版学びのスタンダード「マナスタ」教師編とともに、生徒編を作成している。

表5 マナスタ～生徒編～チェックリスト

	No.	項 目
授業づくり	1	チャイムとともに学習を始められるように、授業に必要な道具を休み時間のうちに準備している。
	2	授業の始めに目標を確認し、授業の終わりに目標が達成できるように授業に取り組んでいる。
	3	授業の流れと時間配分を確認し、見直しをもって取り組んでいる。
	4	授業の終わりに目標を振り返って、50分(45分)の中で理解できたことやできるようになったことを確認している。
	5	板書でのチョークの色分けの意味を理解し、ノートを整理している。
	6	ノートの取り方やファイル・プリントの整理方法を確認し、自分も他の人も見やすいように整理している。
	7	ペア・グループでは、一緒に理解を深めることができるように協力している。わからないことがあれば尋ね、わかる人は積極的に教えている。
	8	問題を解いている時、わからないところは教科書やプリントの今まで習ったところを振り返ったり、辞書や資料集で調べたりして、自分で解決ができるような工夫をしている。
	9	授業中、今何をすべきかわからない場合は先生に尋ねている。
環境づくり	10	「先生の話聞く」「ノートに書く」「ペア(グループ)で話し合う」など、場面や指示に応じた行動をとっている。
	11	学校生活や授業などにおいて守るべきルールや決まり、手順を理解し、守っている。
	12	個人棚を整理整頓し、必要な物をすぐ取り出して使える状態にしている。
	13	1日や1週間、1か月の予定を学校でも家庭でも確認できるよう、配付物の整理やスケジュールの管理をしている。
人間関係づくり	14	友人や先生などに自分から積極的に挨拶をしている。
	15	質問や意見を求められたり、発言したいことがあったりする場合には、積極的に話すようにしている。
	16	人の意見や発表は最後まで黙って聞いている。
	17	人の発言を笑ったり、否定したりしていない。
	18	発表の後は賞賛の意を込めて拍手をしている。
	19	人の良いところを見つけている。

表2～4と表5は対応している項目が多く、教師と子どもが相互に授業等における自分の状況の評価することで、教育のユニバーサルデザインは推進できると考える。評価する際に大事なことは、できたかできなかったではなく、なぜそのことが必要であるかを考え、どのようにすればよいのかを具体的に考えることである。

次に、教育のユニバーサルデザインの視点で筆者が特に大事であると考え教師の子どもへの働き掛けについて、新潟県立教育センター(平成28年)が示している「魔法の言葉で“できて当たり前”を支える」「ルールを守る子どもをほめる・認める」を取り上げるとともに、谷口(2020)のUDLを取り入れた中学校数学科における授業改善の事例等を参考に、教育のユニバーサルデザインの在り方を探っていく。

8 事例等を通じた教育のユニバーサルデザインの具体化

(1) 学習への安心感（新潟県立教育センターや熊本県教育委員会の資料から）

子どもたちに分かる・できる授業を提供するためには、まず、子どもたちが安心し意欲をもって学習できることが第一である。例えば、学びのユニバーサルデザインガイドラインのト7.3では、「不安材料や気を散らすものを最小限にする」、9.1では「モチベーションを高める期待や信念を持てるよう促す」、9.2では「対処のスキルや方略を促進する」において、オプションを選択できるように準備しておくことが有効であるとしている。

新潟県立教育センター（前述）は、子どもの思考をアクティブにするために、学習のためのユニバーサルデザイン（UDL）の視点からの授業づくりが大切だとし、学級づくりの視点として、「学級づくりの安心感」、「三“間”の学級生活」をあげている。

【学級づくりの安心感】

1. 困っていい・助けてもらえるという安心感
2. 間違ってもいい安心感
3. 人と違っていい安心感

【三“間”の学級生活】

- 空“間”…その子どもなりの出番・役割・居場所がある、よさやできることが発揮される空間があると子ども自身が感じること
- 時“間”…学校には様々なしんどいこともあるが、自分のよさやできることが発揮される時間があると子ども自身が感じること
- 仲“間”…その子どもの空間があり、それがその子どもにとっていい時間になり、それが仲間に認められる・当てにされると子ども自身が感じること

また、授業が果たす機能として、「授業目標に即した内容が「分かる！できる！」「喜びは授業における子どもの一番の願いである。」、「学ぶ喜び」を実感する子どもは、教えなくても自分から学ぶ。」、「授業を通して、子どもたちは“様々な学び方や覚え方”があることに気付く。」をあげている。授業が「分かる！できる！」過程で、子どもたちは自信を深め、授業の中で発表がうまくできたり、友達の前でほめられたりすれば、誰でもとてもうれしいことであり、子どもたちの自尊感情や授業での満足感が高まると、お互いの失敗や違いを許容する雰囲気も高まり、対人関係・コミュニケーション力を育む効果、つまり、授業を通して、仲間の中で自尊感情や自己有用感を育むことを強調している。

具体的な教師の関わり方として、「子どもの“できて当たり前”“いいところ”をさりげなくほめる！」、「問題行動を減らすためには、問題行動とは真逆の、望ましい行動をほめる！」を魔法の言葉とし、UDL実践ポイントの例を示している。

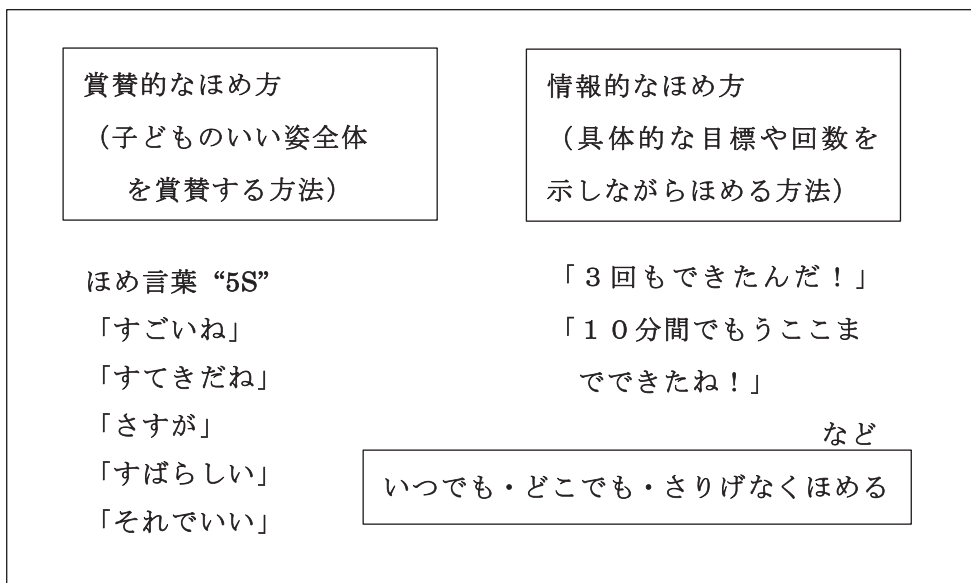


図5 UDL実践ポイントの例1

また、「ルールを守る子どもをほめる・認める」を示し、「ルールを守っている状態の子どもの姿をさりげなくほめる!」、「ルールを守っている周りの子どもたちこそほめる!」、「ルールを守るとお互いに気持ちよいという心地よさを常日頃確認していく!」として、UDL実践ポイントの例を示している。

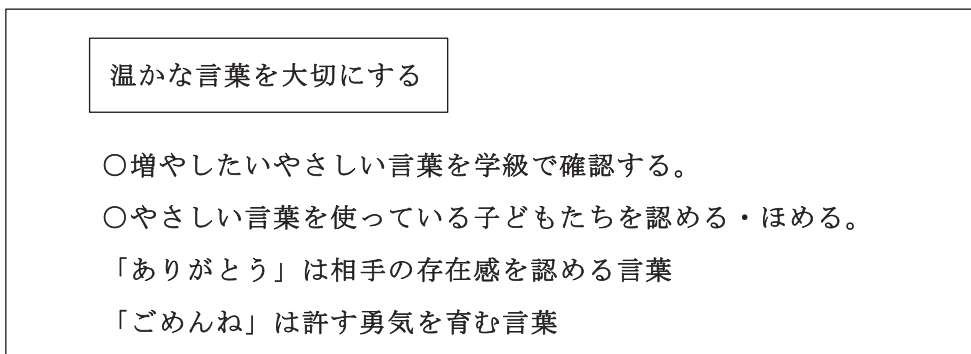


図6 UDL実践ポイントの例2

MY P 候補校は、1 学年 70 人程度の少人数であり、教師と生徒の距離が近く、授業でも教師からの一方的な働き掛けにならないように、生徒の方からの発言が多くなるような工夫がなされていた。例えば、生徒がやりたいことを自分で考え、伸び伸びと学べる場所になるように、教師は教えすぎないことを意識し、生徒が自分の力で問題解決ができるような授業づくりをしていた。様々な授業で、子どもたち同士が自由に意見を交換し合っている場面が多くあり、子どもたちそれぞれの個性を、子どもたちそれぞれが認めあう校風があると考えられる。今後は、例えば、UDLガイドライ

ン8.3「協働と仲間集団を育む」でのオプションを子どもたちが選択できるように、熊本県立天草高等学校倉岳校が実践している、子どもたちが互いの良さや違いを認め合い、安心して自分を表現できる人間関係づくりのプログラムを学校全体や学級等で取り組むことも考えられる。

表6 人間関係づくりプログラム（熊本県立天草高等学校倉岳校の実践を筆者が一部抜粋し、改変）

プログラム	内 容
1 自分を知ろう	いくつかの場面に対する対応の仕方を選択し、自分のアサーションの傾向を知る。
2 上手な聴き方	相手の話を上手に聴くポイントについての講話とロールプレイ。
3 二者択一	異なる2つの価値観のうち、どちらかを選ぶ。グループ内で理由とともに発表し、それぞれ価値観が違うことを知る。
4 アンガーマネジメントゲーム	「できごとカード」の内容がもし起こったら、カードを引いた回答者がどのくらいの怒りを感じるかを他の人が予想する。その「できごと」をどのように対処するかも話し合う。
5 質問じゃんけん	じゃんけんをして勝者は敗者に質問をし、相互理解を図る。
6 分からないことを質問しよう	「質問の仕方」のスキルを見につけることで、人間関係づくりが一層うまくいくことを理解する。
7 私のモラル	規範意識に関わるテーマについて、いくつかの項目に軽重の順位を付けることによって、自己と他者の差異に気づき、他者を理解し、自己理解を深める。
8 アサーティブに表現しよう	アサーティブな自己主張のポイントを学び、ワークシートを用いて、3つの会話パターンからアサーティブな表現を選択する。
9 気持ちが伝わる話し方	気持ちを伝えるときの2つのポイントと話の内容整理に役立つ4つのステップを学び、アサーティブな注意の仕方についてグループワークを行う。
10 上手に断ろう	設定場面に応じたアサーティブな断り方を考え、ロールプレイを通して、自他を大切にすることを学ぶ。

表7 「分からないことを質問しよう」の実際（熊本県立天草高等学校倉岳校の実践を筆者が一部抜粋し、改変）

6 分からないことを質問しよう	
1 目 的	「質問の仕方」のスキルを身につけることで、人間関係づくりが一層うまくいくことを理解する。
2 活動内容	<p>(1) 次の場面ではどのように相手へ質問すると良いか、3つのパターンの実演を見て考える。 【場面】『数学の宿題がどこだったか聞き損なったので、困っている。』 モデリングⅠ：「強気で、唐突に質問する。」 モデリングⅡ：「遠慮がちに質問する。」 モデリングⅢ：「質問していいか確認し、ポイントを意識して質問する。」</p> <p>(2) GoogleClassroomの課題に取り組む。※1～3年生合同のGoogleClassroomに事前に参加している。 →モデリングⅠ～Ⅲのうち、どのパターンが質問の仕方として一番良かったか回答し、その理由についても記述して送信する。</p> <p>(3) 送信された意見を共有する。</p> <p>(4) 質問の仕方のポイントについて知る。 ①都合を尋ねる②聞こえる声で③内容を整理して④お礼を言う。</p> <p>(5) 本時の感想をGoogleClassroomの課題へ入力する。</p>
3 活動を通して（生徒たちの感想）	<p>生徒たちは、「まわりくどい聞き方をしてしまうときがあるので、事前に関きたいことを整理しておきたいと思った。」や「話しかけ方が少し違うだけだが、聞かれた方の聞き取りやすさが全然違うと感じた。これから誰かに質問するときは今回学んだことを意識して質問しようと思った。」「先生方の実演を見て、自分の今までの会話では相手の都合を聞かないこともあったので、今後は相手の都合を尋ねてから話をしようと思った。」といった感想を書いていました。</p>
4 まとめ	<p>分からないことを質問する場面は、毎日の生活の中でよくあります。どのような場面でも、4つのポイント(①都合を尋ねる②聞こえる声で③内容を整理して④お礼を言う)を使えば相手との良い関係を築くことができるので、少しずつ身につけていきましょう。</p>

(2) 学習形態の選択（谷口の実践から）

表1で示した学びのUDLガイドラインの原則「取り組みのための多様な方法を提供する」に関連して、教室環境として複数のオプションを準備することが示されている。（バーンズ亀山静子監修 2020）全員が自分の椅子に座って黒板を向くのではなく、それぞれが好きな場所に座り、そのときの自分に最適な環境を選択できるようにし、いつもと違う席に座ったり、友達と一緒に学んだりすることで、より意欲的に学習に取り組める状態に自らもっていけるようにするのである。MYP候補校でも、ある学習課題を、一人で、あるいはペアやグループで、教師に質問しながら解いている様々な生徒がいる場面を参観する機会があった。椅子に座ったり、立ったり、あるいは、グループ間を自由に移動する子どもいた。一律に、一人で、複数で、グループで学習する機会を設定するのではなく、それぞれのニーズや状況等に応じて学習形態を選択できるようにしていた。このような状況をオプションとして設定し、子どもが選択できるようにすることで、学習へのモチベーションを高めることができる。谷口（前述）の実践は次のようにまとめることができる。

学習形態の選択

オプション	<ul style="list-style-type: none"> ・学習形態を自由に選択できる（どのような場面でも） ・個人、ペア、グループ、教員という四つの選択肢を与え、生徒自身が学習形態を選択する
考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の合った学びやすい学習形態を考える機会とする
関連	<ul style="list-style-type: none"> ・長 澤 1 課題理解と提示（1）学びに適した環境設定 2 考えの表現と課題解決（3）他者の意見を理解するための支援に関連 ・倉岳校 授業づくり7環境づくり10
状況 成果・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・初期の段階では仲の良い友達同士のグループで学習から逸れる場面も →教師が自分の学びになる学習形態について問いかける ・課題を解決するときは級友と協力、練習問題は一人で集中して取り組むようになる ・ふだん関わりの少ない数学が得意な生徒との交流があり、学習が深まる ・不登校の生徒が級友と安心して学習を進められ、授業に参加することができた ・流動的変化する座席に不安を示す生徒も（ルーティン、固定な席がないと戸惑う） →授業の前後等に相談して、不安などを聞き出し、自分で選択できる

(3) 理解を高め、よりよく行動（表出）できるためのオプションの設定（谷口の実践から）

子どもたちの認知特性等は様々である。先に、今回の学習指導要領では、全ての教科等において、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援ができるよう、各教科等の学びの過程において考えられる困難さに対する指導の工夫の意図、手立てが明確にされたことに言及した。

個々の子どもによって、見えにくさ、聞こえにくさ、道具の操作の困難さ、移動上の制約、健康面や安全面での制約、発音のしにくさ、心理的な不安定、人間関係形成の困難さ、読み書きや計算等の困難さ、注意の集中を持続することが苦手であることなど、学習活動を行う場合に生じる困難さが異なることに留意し、個々の子どもの困難さに応じた指導内容や指導方法を工夫することを、各教科等において示している。文部科学省（平成27年）が提出した資料等では、困難さを引き起こす認知等の特性が次のように示されている。

表8 子どもの困難さを引き起こす認知等の特性

項目	状態等
情報入力	見えにくい、聞こえにくい、触れられない
情報のイメージ化	体験が不足、語彙が少ない
情報統合	色（・形・大きさ）の区別が困難聞いたことを記憶することが困難位置、時間を把握することが困難
情報処理	短期記憶、ワーキングメモリー、継次処理が困難 注意をコントロールすることができない
表出・表現	話すこと、書くことが困難、表情や動作が困難

以上のような認知特性等によって引き起こされる状態等を教師が理解し、全ての子どもが一律に認知・行動できる唯一の方法はなく、認知の方法は一人一人異なるという考えの下、できるだけ様々な方法で理解を促す必要がある。

例えば、文章の読解が難しい子どもがいるときに、情報入力の問題として、文字を拡大したプリントを用意し、活用することで、文章が読みやすくなる場合がある。紙のプリントではなく、文字の大きさを調整できるタブレットを用意し、文字情報の大きさを調整できるようにした方が効率よく学べる子どももいる。ハイライト表示や音声を読み上げる機能を用意し、活用できるようにすることで、情報統合や情報処理がよりスムーズにできる場合がある。また、同じ紙のプリントでも、箇条書きで示したものや表や図に表したもの等、提供する表現方法でも、子どもにとっては理解に差が生じる場合がある。表出・表現においても、口頭で答えることが難しい場合には、書字やタブレット等を活用して答えることができるようにしたり、場合によっては、図や表、あるいは、身体表現等で、自分の意思を伝えたりできるようにしたい。

谷口の実践は次のようにまとめることができる。

学びを促進するためのオプション

オプション	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学習を阻害するものを取り除いたり、より学習を深めたりする ・ 雑音などをカットできるイヤーマフ ・ 周囲の動きなどが気にならないように簡易的なついで ・ より集中できるように、机の代わりになる台や多少グラグラしながら座れる椅子 ・ 教科書やワークシート、図、表の拡大したもの ・ 大きさの異なるホワイトボードや計算機 ・ IC機器
考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒が使いたいと思ったときに使えるようにする
関連	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長 澤 1 課題理解と提示 (1) 学びに適した環境設定 (2) 学習理解のための基本的な支援 2 考えの表現と課題解決 (2) 課題解決のための支援 (3) 他者の意見を理解するための支援 3 学びの自己管理と意欲 (2) 学習活動と学習内容の自己管理支援 ・ 倉岳校 授業づくり7環境づくり8
状況成果・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 選択が難しい子どもには、お勧めのオプションやツールを体験させる ・ 生徒から授業へのフィードバックが増える（ホワイトボードマーカーを増やしてほしい、答えをすぐ理解できるようになど） ・ 障害のある子どもだけでなく全ての子どもが自分の学習をよりよくするためにオプションを選んで使える環境にしていく ・ 生徒が作成した問題を小テストや練習問題に出題し、生徒も授業を創る意識やモチベーションを高めることができた

MY P 候補校でも、ある課題に対して、ワークシートに自分なりの考えを解答する場面で、教科書だけでなく、資料やタブレット、あるいは友達と共有するなどの活動で情報を得ていた。

特に、ICT機器を活用することで、障害のある子どもだけでなく、全ての子どもが学習のオプションとして選択できることにより、子どもたちの可能性を広げることが期待できると考える。ただし、教師がオプションを準備しても、子どもが適切に選択できなければ、オプションとしての機能を果たさない。オプションを活用することで自分の学びにつながっていくことが実感できるような工夫を行うことが必要となる。ただし、最初から、子どもが自由にオプションを選択し、活動するには時間が掛かることもあり、教師が準備したオプションの使用を促すことも必要となる状況もある。

9 おわりに

MY P 候補校と共に、インクルーシブな教育や特別な教育的ニーズについて考え、学校での実践の参観等を通して、改めて、通常の学校・学級における教育のユニバーサルデザインを推進していく必要性を感じた。国際バカロレアは、多様性を価値あるものとみなし、障害の有無に関わらず、全ての学習者が学習にアクセスできるように、支援することが求められている。そのためには、まず、カリキュラム上の子どもをつまずきを予防していくことが必要であり、そのための具体的な方法が教育のユニバーサルデザインである。教育のユニバーサルデザインを学校全体で推進することで、ブラッシュアップされ、学校としての財産となるばかりでなく、全ての教師が全ての子どもに対して、インクルーシブな教育を実践していることになるのである。また、UDLなどの考え方を導入し、教師が一方向的に教えるのではなく、生徒がオプションを選択し、自分に合った学び方を獲得できるようにすることが、国際バカロレアの目的でもある。関わっているMY P 候補校は、私立学校であるため、特別支援教育支援員の配置や通級による指導の制度はないが、教育のユニバーサルデザインの考え方で、教師の意識も含めた、教師や友達との関係づくりや子どもにとって安心できる安全な教室の環境設定、分かりやすく主体的に活動できる授業を展開しつつある。限られた資源の中で、授業だけではなく、子どもや保護者の心情に配慮した丁寧な教育相談を実施しているのも確認できた。

中・高校生によっては、「特別扱いは嫌」等の理由で、保護者や教師が個別の支援の必要性を感じても、それを嫌がることもある。思春期という時期も相まって、個別の支援が滞ることもあるかもしれないが、学校全体で教育のユニバーサルデザインを推進することで、それぞれの子どもがそれぞれに応じた支援をオプションとして自然に選択できることになる。

教育のユニバーサルデザインにも限界があり、学校心理学の三段階支援という考え方があるが、一次支援で学習者を中心に、多様な学び方や自己調整、多様な評価を通した個別最適な学びを保障することが第一である。一律に同じ内容・方法等で授業を行い、それについてこられない子どもには特別な支援が必要であるという考え方は、教育のユニバーサルデザインの考え方にはなじまない。

引用・参考文献

古賀 政文 2022 障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に教育を受けられる学びの在り方ー「心のバリアフリー」の観点から 鹿児島国際大学福祉社会学部児童相談センター年報第36号

国際バカロレアを中心としたグローバル人材育成を考える有識者会議 2017 国際バカロレアを中心としたグローバル人材育成を考える有識者会議中間取りまとめ

日本経済団体連合会 2020 Society 5.0に向けて求められる初等中等教育改革 第二次提言ーダイバーシティ&インクルージョンを重視した初等中等教育の実現ー

国際バカロレア機構 2018 中等教育プログラムMYP：原則から実践へ（MYP:From principles into practiceの日本語版）

伊藤 良子 2015 インクルーシブ教育におけるユニバーサルデザインとは？ 東京学芸大学教職大学院年報4

堀田 千絵、吉岡 尚孝 2021 教育におけるユニバーサルデザインアプローチの動向（1）人間環境学研究19（2）73-81

中央教育審議会初等中等教育分科会 平成24年 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）

障害者権利委員会 2016 インクルーシブ教育を受ける権利に関する一般的意見第4号（日本障害者リハビリテーション協会監訳：長瀬 修仮訳：石川 ミカ
<https://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/rights/rightafter.html>）

一木 玲子 2022 〈資料解題〉国連障害者権利条約一般的意見4号におけるインクルーシブ教育の定義 中央大学教育学研究会教育学論集 第64集

国立特別支援教育研究所 1994 「サラマンカ声明（政府訳）」
<http://www.nise.go.jp/blog/2000/05/b1_h060600_01.html>（2017.5.15閲覧）

西永 堅 2018 共生社会としてのインクルーシブ教育 共生科学第9巻 82-87

黒田 一雄 2022 インクルーシブ教育のグローバルガバナンスと特別支援教育ーその相克と連携可能性ーアフリカ教育研究第113号 3-11

障害者の権利に関する委員会 2022 「障害者の権利に関する委員会第27回セッション 日本の第一次報告書に対する最終見解」仮訳
<http://porque.tokyo/_porque/wp-content/uploads/2022/09/CRPD_C_JPN_CO_1_49917_E-ja-2.pdf>（2023.3.28閲覧）

文部科学省 2022 永岡 桂子文部科学大臣記者会見テキスト版（令和4年9月13日）
<https://www.mext.go.jp/b_menu/daijin/detail/mext_00300.html>（2023年3月28日閲覧）

増田 謙太郎2022学びのユニバーサルデザインと個別最適な学び明治図書

堀田 千絵・吉岡 尚貴 2021 教育におけるユニバーサルデザインアプローチの動向（1）ーインクルーシブ教育システムを基底としてー 人間環境学研究19巻2号 73-81

吉岡 尚貴・堀田 千絵2022教育におけるユニバーサルデザインアプローチの動向（2）ーインクルーシブな視点における国語科教育実践からの考察ー 人間環境学研究19巻2号 83-90

CAST (2011) .Universal Design for Learning Guidelines version 2.0.Wakefield,MA:Author
金子 晴恵バーンズ亀山 静子 (訳) 学びのユニバーサルデザイン (UDL) ガイドライン全文
Version2.0 February 1,2011

川俣智路2018教えるためのユニバーサルデザインから学びのユニバーサルデザインへ～同質性を強調する「授業」から多様性を認める「学び」へ ～臨床教育学研究 第6巻 69-88

バーンズ亀山 静子 2020 UDLとは何か 指導と評価 第66巻2月号 日本教育評価研究会
文部科学省 平成29年 小学校学習指導要領解説総則編
文部科学省 平成29年 小学校学習指導要領解説国語編

トレイシー・E・ホール・アン・マイヤー・デイビッド・H・ローズ／編著、バーンズ亀山 静子／訳
2018 UDL 学びのユニバーサルデザイン東洋館出版社

長澤正樹 令和5年 特別支援教育総論：校内研修シリーズNo119学習のユニバーサルデザイン・段階的対応・合理的配慮動画及び関連資料独立行政法人教職員支援機構
<https://www.nits.go.jp/materials/intramural/119.html> (2023年4月26日閲覧)

中央教育審議会 令和3年 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～ (答申)

文部科学省初等中等教育局教育課程課 令和3年 学習指導要領の趣旨の実現に向けた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に関する参考資料

鹿児島県教育委員会 令和5年 学びの羅針盤

<<http://www.pref.kagoshima.jp/ba04/kyoiku-bunka/school/rasinban.html>> (2023年5月2日閲覧)

熊本県教育センター 令和2年 学びのUD化リーフレット

福岡県教育センター 平成27年 通常の学級におけるユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくり 福岡県教育センター研究紀要 No.192

谷口 祥広 2020 UDLを取り入れた中学校数学科における授業改善の具体例特別支援教育研究 2020年9月号 No.757

バーンズ亀山 静子監修 2020 UDLとは？ 桂聖ほか 授業のユニバーサルデザインVol.12 東洋館出版社

文部科学省 平成27年 資料4-2 各教科等における障害における配慮事項について 初等中等教育分科会教育課程部会特別支援教育部会第3回配付資料

新潟県立教育センター 平成28年 授業改善ヒント集II 教師の学びを子どもの未来へ

熊本県立天草高等学校倉岳校 令和3年 高等学校における「学びのユニバーサルデザイン」構築事業 実際の取り組み 人間関係づくり

<https://sh.higo.ed.jp/kuratakes/学びのUD/実際の取り組み> (2023年5月4日閲覧)